

猶予の申請の手引き

羽生市

市税の猶予制度のあらまし

市税をその納期限までに納付していない場合には、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されない場合には、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

ただし、市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、羽生市に申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどが猶予される制度があります。

1 換価の猶予

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合に、申請に基づいて差押財産の換価（売却）が猶予される制度です。

2 徴収猶予

災害、病気、事業の休廃止などによって市税を一時に納付することができないと認められる場合などに、申請に基づいて納税が猶予される制度です。

猶予の効果

⇒ 換価の猶予が認められると…

- ① 羽生市から既に差押えを受けている財産の換価（売却）が猶予されます。
- ② 差押えにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産については、差押えが猶予（又は差押えが解除）される場合があります。
- ③ 換価の猶予が認められた期間中の延滞金の一部が免除されます。

⇒ 徴収猶予が認められると…

- ① 新たな差押えや換価（売却）などの滞納処分が執行されません。
- ② 羽生市から既に差押えを受けている財産があるときには、申請によりその差押えが解除される場合があります。
- ③ 徴収猶予が認められた期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。

- この手引きの内容は、平成28年4月1日以降に行う猶予の申請について適用されます。
- 申請書類や「猶予の申請の手引き」は、市役所窓口で配布しており、羽生市ホームページにも掲載されています。

URL→<https://www.city.hanyu.lg.jp/>

- 詳細につきましては、市役所収納課までお問い合わせください。

手続の流れ

猶予を受けるための要件の確認

① 換価の猶予 (⇒3 ページ)

市税を一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、猶予を受けようとする市税の納期限から6か月以内の申請により換価の猶予を受けることができます。

② 徴収猶予 (⇒6 ページ)

災害、病気、事業の休廃業などによって、市税を一時に納付することができないと認められる場合等は、申請により徴収猶予を受けることができます。



申請書等の作成・提出 (換価の猶予⇒4 ページ、徴収猶予⇒7 ページ)

「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」に、必要な書類を添付して、市役所収納課に提出します。

※上記の書式は、羽生市役所ホームページ (<https://www.city.hanyu.lg.jp/>) からダウンロードできます。



提出された申請書等の審査 (⇒4 ページ)

羽生市では、提出された申請書及び添付書類の内容を確認して、猶予の承認・却下や、猶予を承認する金額・期間などの審査を行います。

なお、申請書等の記載に不備がある場合は、一定期間内に補正していただく必要があります。



猶予が承認された場合 (⇒4 ページ)

猶予が承認された場合は、羽生市から「猶予承認通知書」が送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

却下となる場合 (⇒4 ページ)

一定の場合には、猶予が承認されないことがあります。この場合には、羽生市から「猶予却下通知書」が送付されます。



完納

本税の全額が納付された場合には、延滞金の全部又は一部が免除されます。なお、延滞金の納付書が届いたときは速やかに納付してください。

猶予の取消し等 (⇒5 ページ)

一定の場合には、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。なお、やむを得ない事情がある場合には、分割納付計画の変更や猶予期間の延長が認められることがあります。

I 換価の猶予

1 申請ができる場合

次の①から⑥に掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

なお、申請による換価の猶予を受けることができる市税は、平成28年4月1日以後に納期限が到来する市税に限られます。

- ①市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること
(＊1)
- ②納税について誠実な意思を有すると認められること(＊2)
- ③換価の猶予を受けようとする市税以外の市税の滞納がないこと
- ④納付すべき市税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が羽生市に提出されていること
- ⑤納付を困難とする金額があること
- ⑥原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(＊3)

＊1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においてもなお、市税を一時に納付することにより、事業を休止し、又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、市税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

＊2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその市税を優先的に納付する意思を有していると羽生市長が認めることができることをいいます。

＊3 次の①から③のいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

①猶予を受ける金額が100万円以下である場合

②猶予を受ける期間が3か月以内である場合

③担保を提供することができない特別の事情（地方税法により担保として提供することができることとされている種類の財産がないなど）がある場合

2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年(＊)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

＊ 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に市役所収納課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を市役所収納課に提出してください。

(1) 猶予の申請のために必要となる書類

- 「換価の猶予申請書」
- 「財産収支状況書」(猶予の額が100万円以下の場合)
- 「収支の明細書」(猶予の額が100万円を超える場合)
- 「財産目録」(猶予の額が100万円を超える場合)
- 「担保提供書」(猶予の額が100万円を超える場合)

(2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類(不動産等を担保とする場合)などを提出する必要がありますので、詳しくは市役所収納課にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合(⇒3ページの*3)には、提出は不要です。

4 提出された申請書等の審査

羽生市では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の承認・却下、猶予を承認する金額、期間などの審査を行います。

(1) 申請書等の補正

申請に必要な書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いする場合があります。

なお、羽生市から補正通知書が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

(2) 申請内容の審査

羽生市の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容(一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等)について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

5 猶予が承認された場合

換価の猶予が承認された場合には、「換価の猶予承認通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり、猶予を受けている市税を納付してください。

なお、羽生市での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ承認される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により承認される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により承認される場合があります。このような承認に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができますので、詳しくは市役所収納課へお問い合わせください。

6 却下となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を承認することができません。

なお、猶予の却下に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒3ページの1の①～⑥）に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続（*1）が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が市税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために羽生市の職員が行う質問に対して回答せず、又は帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（*2）。
- ③ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき（*3）。

*1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

*2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

*3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が却下又はみなし取下げとなった後に、同一の市税について再度猶予の申請がされたとき（新たな猶予該当事実（⇒7ページの1の①のイ～ホ）が生じたことにより徴収猶予を申請する場合などを除きます。）などが該当します。

7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が承認された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 却下となる場合」の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている市税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている市税を「換価の猶予承認通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき（*）。
- ③ 羽生市長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④ 猶予を受けている市税以外に新たに納付すべきこととなった市税が滞納となったとき（*）。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が承認されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実（猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。）が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。

やむを得ない理由がある場合には、羽生市収納課へご相談ください。

II 徴収猶予

1 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の要件

次の①から④に掲げる要件の全てに該当する場合は、徴収猶予を受けることができます。

- ① 次に掲げるもののいずれかに該当する事実（納税者の責めに帰することができないやむを得ない理由により生じた事実に限ります。以下「猶予該当事実」という。）があること
イ 納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という）がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は盗難に遭ったこと（*1）
ロ 納税者等又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと
ハ 納税者等がその事業を廃止し、又は休止したこと
ニ 納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと（*2）
ホ 納税者等に上記イからニに類する事実があったこと（*3）
- ② 猶予該当事実に基づき、納税者がその納付すべき市税を一時に納付することができないと認められること
- ③ 「徴収猶予申請書」が市役所収納課に提出されていること
- ④ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること（*4）

- *1 市税の納期限前に災害等により財産に相当の損失を受けた場合には、別途、市税が減免されることがあります。詳しくは、市役所税務課にお尋ねください。
- *2 「事業につき著しい損失を受けた」とは、徴収猶予を受けようとする期間の始期の前日以前の1年間（以下「調査期間」といいます。）の損益計算において、その直前1年間（以下「基準期間」といいます。）の利益の額の2分の1を超えて損失が生じていること（基準期間において損失が生じている場合には、調査期間の損失の金額が基準期間の損失の金額を超えていること）をいいます。
- *3 「上記イからニに類する事実」のうち、ニ（納税者等がその事業につき著しい損失を受けたこと）に類するものとは、売上の著しい減少又は経費の著しい増加によって損失が生じていることをいいます。
- *4 担保についての取扱いは、換価の猶予の申請の場合（⇒3ページの*3）と同様です。

2 猶予期間

徴収猶予を受けることができる期間は、1年（*）の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く市税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、徴収猶予を受けた市税について、申請者の財産や収支の状況に応じて、猶予期間中に分割して納付する方法によることを、羽生市長が定めることがあります。

- * 徴収猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に市役所収納課に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

3 申請のための書類

徴収猶予の申請をする場合は、次の書類を市役所収納課に提出してください。

(1) 猶予の審査のために必要となる書類

- 「徴収猶予申請書」
- 「財産収支状況書」(*1)
- 「財産収支状況書」(猶予の額が100万円以下の場合)
- 「収支の明細書」(猶予の額が100万円を超える場合)
- 「財産目録」(猶予の額が100万円を超える場合)
- 「担保提供書」(猶予の額が100万円を超える場合)
- 災害等により納付困難となった場合の徴収猶予の申請をする場合には、猶予該当事実があることを証する書類(*1、2)

(2) 担保の提供に関する書類

担保の提供に関する書類については、換価の猶予の申請の場合(⇒4ページ)と同様です。

*1 災害、病気等により納付困難となった場合(1の①のイ、ロ又はホ(イ又はロに類する事実に限ります。)に該当する場合)の徴収猶予の申請をするに際して、これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときには、市役所収納課にご相談ください。

*2 猶予該当事実があることを証する書類には、例えば次のようなものがあります。詳しくは、市役所収納課にお尋ねください。

- ①災害又は盗難のときは、り災証明書、盗難の被害届の写しなど
- ②病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書など
- ③事業の廃止又は休止のときは、廃業届など
- ④事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書など

4 申請等の審査などの手続き

I 換価の猶予の「4 提出された申請書等の審査」から「7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮」まで(⇒4・5ページ)の手続については、徴収猶予の申請があった場合にも同様となります。

〈納付の手続きについて〉

下記の納付場所で納付してください。

□金融機関（ただし、ゆうちょ銀行及び郵便局を除く）

- ・羽生市役所内銀行派出所
- ・次の金融機関の本店及び各支店

埼玉りそな銀行、りそな銀行、足利銀行、武蔵野銀行、埼玉縣信用金庫、東和銀行、群馬銀行、中央労働金庫、ほくさい農業協同組合各支店

□ゆうちょ銀行・郵便局

埼玉県、東京都（島しょを除く）、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県及び山梨県内の各ゆうちょ銀行・郵便局

※原則として、納期限内の納付に限ります。ただし、お住まい等の近くに納付場所がないなどの理由により収納課が発行する納付書はご利用いただけます。

□コンビニエンスストア

MMK 設置店(※)、くらしハウス、コミュニティ・ストア、スリーエイト、生活彩家、セブンイレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン

コンビニエンスストアで納付する際にご注意ください。

- ・原則として、納期限内の納付に限ります。
- ・コンビニエンスストアでは、バーコードの付いた納付書のみご利用いただけます。
- ・納付書1枚（期別）の税額が、30万円を超えるものはご利用いただけません。
- ・金額を訂正したものや汚損などによりバーコードの読み取れないものはご利用いただけません。
- ・発行から1年以内の納付書に限ります。

※「MMK 設置店」とは、MMK 端末（無人端末及び金融機関内端末は除く。）が設置されている総合スーパー、ドラッグストア、上記以外のコンビニなどの店舗を指します。最寄のMMK 設置店は、株式会社しんきん情報サービスのサイト内「MMK 設置店リスト」でご確認いただけます。